

【件名】豪州から本邦入国の際に新型コロナウイルス検査が義務化（12月26日（土）から）（COVID-19 関連）

●12月25日（金）、日本政府は、英国で確認された新型コロナ変異種が豪州でも確認されたことを受け、豪州からの入国に際し、水際対策強化に係る新たな措置を導入しました。

●具体的には、現在、豪州からの本邦入国に当たっては、空港での新型コロナウイルス検査が実施されていませんが、12月26日（土）以降本邦に到着する場合、到着時に空港での新型コロナウイルス検査が義務づけられることになります。

発表の詳細は下記をご参照ください。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2020C089.html

（メール発信者）

在オーストラリア日本国大使館領事部

電話：02-6273-3244（代表）

FAX：02-6273-1848

メール：consular@cb.mofa.go.jp

大使館 HP：https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※豪州政府の政策等に関しましては、下記のサイトを参考にしてください。

豪州政府コロナウイルス専用サイト：<https://www.australia.gov.au/>

A C T 政府コロナウイルス関連サイト：<https://www.covid19.act.gov.au/>

豪内務省コロナウイルス関連サイト：<https://covid19.homeaffairs.gov.au/>

豪内務省コロナウイルス関連サイト（日本語）：

<https://covid19inlanguage.homeaffairs.gov.au/ja>

豪保健省コロナウイルス関連サイト：<https://www.health.gov.au/news/health-alerts/novel-coronavirus-2019-ncov-health-alert>

※当館は A C T（首都特別地域）を管轄しておりますが、それぞれの州政府の政策等に関するお問い合わせに関しましては、各総領事館にお問い合わせください。

在シドニー総領事館（N S W 州，N T（北部準州）管轄）

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在メルボルン総領事館（V I C 州，S A 州，T A S 州管轄）

https://www.melbourne.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在ブリスベン総領事館（Q L D 州管轄）

https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在パース総領事館（W A 州管轄）

https://www.perth.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※たびレジに簡易登録をされた方でメールの配信を停止・変更したい方は、以下の URL から手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>